

平成18年10月26日

於・農林水産省北別館共用第8会議室

植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会

第4回制度分科会議事録

農 林 水 産 省

目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	
(1) 制度分科会報告（案）の検討	1
3. 閉 会	20

開 会

○種苗課課長補佐（総括） それでは、定刻となりましたので、ただいまから第4回の制度分科会を開会させていただきます。委員の皆様には御多忙のところを御出席ありがとうございます。

本日は前嶋委員が御欠席との連絡を受けております。

議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。議事次第と委員名簿、それから、資料1としまして制度分科会の報告の案、資料2としましてスケジュールが配られていると思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、渋谷座長に今後の進行をお願いいたします。

議 事

(1) 制度分科会報告（案）の検討

○渋谷座長 おはようございます。それでは議事に入ります。本日は12時までの予定となっております。

それから、分科会の議事の公開でございますが、事前登録した方の一般傍聴を認め議事を公開し、議事概要を発言者に御確認の上公表することといたしますので、あらかじめ御了承を願います。

では、資料1の報告（案）をごらんください。前回までの検討で一通り議論を終えまして、委員の皆様方から出された御意見を踏まえ、事務局の方で制度分科会報告（案）を取りまとめもらったわけでございます。本日はこの報告（案）について最終的に委員の皆様方の御了承をいただいて、制度分科会報告といたしまして本日午後開催される親検討会へ報告させていただきますと思います。

それでは、事務局から制度分科会報告（案）の説明をお願いいたします。

○種苗課課長補佐（総括） それでは、資料1について御説明させていただきます。

まず、はじめにということで、農林水産省の知的財産戦略本部がことし6月2日に開催されましたが、農林水産省における知的財産戦略の対応方向という形で、植物新品種の保護の

関係では、「権利侵害に対しより有効で使いやすい制度への見直しや、海外での育成者権の戦略的な取得・活用について検討し、年内を目途に戦略策定」することが盛り込まれております。

これを受けまして、農林水産省におきましては、本検討会を開催し、必要な検討を行っているところでございますが、制度改正の可能性を視野に入れた課題につきましては、この制度分科会で検討するべきであるとされたことを受けまして、本年8月から3回にわたり検討を行ってきました。それで、「権利侵害に対しより有効で使いやすい制度への見直し」に関する考え方につきまして、制度分科会として以下のとおり取りまとめを行ったということでございます。

2としまして基本的な方向性でございますが、品種登録制度は、平成10年の種苗法の大改正、全部改正がございまして、そこで「育成者権」という言葉が法律の中に入り、知的財産権として明確に位置づけられました。平成15年、17年の改正によりまして権利の内容が強化され、まず罰則の対象を、種苗だけだったものを収穫物まで拡大し、また法人に対する罰則の中の罰金を300万円から1億円に引き上げました。それから、17年の方では加工品に対しても育成者権の効力が及び、罰則も及ぶというような形で拡大し、存続期間につきましても5年延長したということでございます。

近年、育成者権の活用に対する一般の理解・認識が高まるにつれ、育成者権侵害の事例が顕在化し、育成者権の権利性に対する認識が広がってきている状況にあります。このような状況のもと、育成者権については、これを円滑に実効的に行使するための制度的手当ての必要性が各方面で認識されるようになっております。

(2) でございますが、政府の知的財産戦略本部で決定されております「知的財産推進計画2006」におきましても、品種保護制度の関係では次のように盛り込まれております。

①としまして、植物新品種の保護制度を、より使いやすく実効性の高いものとする観点から、権利行使の容易化に関する制度整備等、種苗法及び関連する品種保護対策のあり方について、2006年度から多面的に検討し、必要に応じ制度を整備する。

② 知的財産権侵害に対する抑止効果を高めるため、2006年度も引き続き、育成者権の侵害に係る刑罰（懲役）の上限を10年とすることについて検討し、必要に応じ制度を整備するということが盛り込まれております。

以上の状況にかんがみ、育成者権を「より使いやすく実効性の高いものとする観点から、権利行使の容易化に関する制度整備」及び罰則の見直しについては、以下のとおり必要な制

度改正を検討すべきである。

1つ目としまして品種登録表示の導入。登録品種の種苗に登録品種である旨の表示を付することを努力義務化するとともに、登録品種以外の品種に登録品種である旨の表示等を付する等の行為を禁止することを検討すべきである。

② 民事訴訟の特則の導入。育成者権侵害訴訟における証拠の偏在等による主張立証の困難を救済し、訴訟における争点を明確化して審理を充実するため、他の知的財産法の動向にも配慮しつつ、次のような民事訴訟の特則を導入することを検討すべきである。1つ目は侵害事実の立証の特則。2つ目としまして損害額の立証の特則。3つ目としまして営業秘密の取扱いの特則。内容については後半で説明いたします。

③として罰則の見直しということで、他の知的財産法の動向にも配慮しながら、罰則の引き上げ、懲役刑と罰金の併科の導入についても検討すべきであるということでございます。

まず品種登録がされている旨の表示の適正化についてであります。種苗法では、登録品種の特性及び名称等を官報で公示し、登録簿に記載することとしておりますが、種苗の外観だけから直ちに品種を特定することは困難な場合が多い状況にあります。そこで、種苗法では、登録品種の種苗を譲渡する者に登録品種の名称の使用を義務づけ、違反者を10万円以下の過料に処すこととしております。また、種苗取引の安全及び種苗流通の適正化をこういう形で図っているということでございます。

種苗に登録品種の名称を使用することにより、品種を特定することができますが、直ちにそれが登録品種であるかどうかまでは判明しないことが通常であります。そこで、近年、種苗会社等におきましては種苗の包装とかカタログに登録品種である旨を記載したり、正規品である旨のステッカーを張るなどの例がふえてきております。こうした取り組みが、育成者権の実効的な行使を可能にするとともに、利用者にとっても登録品種か否かを区別する手がかりとなり得るため、利用者による意図しない権利侵害等を予防する効果を持ち得るものとして有用であります。こういった適正な表示が普及されることが必要であるということでもあります。

一方、品種登録表示は現に登録されている品種に付されることが必要であるにもかかわらず、近年、登録品種でない品種の種苗について、その包装やカタログに登録品種である旨の虚偽の品種登録番号等を記載し、利用者の信頼を損なう事例がふえております。このため、品種登録表示の適正化を図る必要性が生じておりますが、種苗法において、この種の事案に対処することができないという問題がございます。

そこで、品種登録表示の導入についてということですが、種苗法において、登録品種の種苗を譲渡する場合に、品種登録がされている旨の表示を付することを努力義務として課することを検討すべきである。

その主体としましては、育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者とすべきであります。あわせて、品種登録表示を小売段階まで行き渡らせるという目的からすれば、表示を努力義務にとどめることを前提として、登録品種の種苗を譲渡する者一般とすることについても検討する必要がある。

それから、表示の客体につきましては、種苗法におきまして品種名称の使用義務が種苗のみを対象としていることとのバランスや種苗の流通の実情にかんがみ、種苗とする方向で検討すべきである。

表示の内容につきましては、おおむね品種登録がされている旨の文字、登録番号とする方向で検討すべきであります。先行する取り組み及び種苗流通の実態にも配慮すべきである。

表示の具体的方法につきましては、種苗を利用する者に適切に登録品種である旨を知らせるという本来の趣旨を踏まえ、種苗流通の実態及び表示に要するコスト等にも配慮しつつ検討すべきであるということ。

それから、(4) としまして虚偽の品種登録表示の禁止についてでございます。虚偽の品種登録表示、これは紛らわしい表示も含まれますが、こういったものを付する等の行為を禁止し、何人であっても、故意に虚偽の表示を行った者に対する罰則を設けることを検討すべきである。

禁止すべき行為としては、種苗に虚偽の表示を付する行為、これは登録が失効した種苗に表示することも含まれます。虚偽の表示を付した種苗を譲渡する行為等を対象とした上、故意にこれらの行為を行った者に罰則を科すことを検討すべきである。

それから、虚偽表示の客体につきましては、前記(3) の品種登録表示の客体と同じように種苗とすることが考えられますが、一方で、虚偽表示は広く禁止すべきである行為ともいえることから、より広く収穫物、加工品を対象とすることもあわせて検討すべきであるということでございます。

それから、4 としまして民事訴訟の特則の導入でございますが、1 つ目、行為の具体的態様の明示を相手方に義務づける規定ということで、育成者権侵害訴訟は、民事訴訟の一類型ということで、民事訴訟の原則に従うわけですが、育成者権者が侵害事実を具体的に主張(立

証)しなければなりません。しかしながら、侵害を裏付ける事実は相手方に偏在しており、市場において侵害品を品種の同定識別に適する形で入手できるとは限らない。このため、相手方が主張を否認し、不誠実な訴訟態度に終始した場合、育成者権者において相手方の行為の態様を明らかにすることができず、十分な審理を行うことができないおそれがあります。

また、育成者権の効力は、登録品種の従属品種及び交雑品種に対しても及ぶことから、これらの違法利用に対して侵害訴訟を提起する場合、育成者権者は、従属品種については、従属品種の育成方法を、交雑品種については、交雑品種の親品種が登録品種であることを請求原因として主張する必要があります。しかしながら、これらは一般に相手方のみが知り得る事実でありますので、相手方にその行為の具体的態様を明示させる必要がある。

そこで、具体的態様の明示義務について規定しております特許法等の規定を参考とし、相手方に準備書面の一般の記載事項として否認の理由を明らかにすることを求めている民事訴訟規則79条3項の特則として、種苗法に訴訟の相手方に行為の具体的態様の明示を義務づける規定を導入する必要がある。

具体的には、具体的態様を否認するときには、相手方は自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならないこととし、ただし、このような場合であっても、営業秘密が含まれていたり、主張すべき理由が何もない、自己の行為を明らかにすることができない相当な理由がある場合には、明示義務を課さないことを検討すべきである。

(2) としまして書類提出命令の対象の拡大とインカメラ手続の導入であります。侵害訴訟におきましては、侵害の事実を立証しなければなりません。そのためには、育成者権者において、侵害品とされる植物体を入手したり、相手方における栽培実態や種苗等の入手経路を調査する必要がありますが、これは相手方に証拠が偏在し、育成者権者において知り得ない事実が含まれ、証拠を収集することは一般に困難であるということでございます。

現在、種苗法36条では、損害の計算をするために必要な書類について、提出を拒む正当な理由がある場合を除いて、提出命令の対象とすることができることとされております。一方、権利侵害の立証に必要な書類につきましては、種苗法には規定がなく、民事訴訟法に基づいて文書提出命令の申立てをすることになりますが、「技術又は職業の秘密に関する事項」が記載された文書は提出義務がないとされております。

しかしながら、育成者権侵害の事実を立証する証拠は、相手方の営業秘密に関連するものが典型的に多いことから、上記の民事訴訟法の原則によった場合には、営業秘密が記載された文書はすべて文書提出命令の対象とすることができず、立証の手段を失うこととなりま

す。こういった立証の困難性を救済する必要があるということでもあります。書類提出命令の対象拡大は、相手方が権利侵害の主張に対して積極的に争うための手段にもなり得るという意味で有意義であるということでございます。

そこで、特許法等の規定を参考としながら、種苗法36条の文書提出命令の対象に、侵害行為について立証するために必要な書類を加え、その提出の要否を営業秘密の有無ではなく書類の提出を拒む正当な理由の有無によって裁判所が判断することとし、裁判所は、書類提出命令の審理に当たって、提出を拒む正当な理由の有無を判断するために必要なときには裁判所が書類の所持者にその提示をさせるといったインカメラ手続を整備することを検討すべきである。

(3) としまして損害額の推定に関する規定でございます。育成者権者は、損害額として逸失利益を主張しなければなりません。侵害行為との因果関係の主張、立証が困難でありますので、今の種苗法34条では、1つ目としまして侵害者の得た利益の額を損害額と推定する。第2項におきましては許諾料相当額を損害額として推定するというふうにして損害額の立証の困難を軽減しております。

しかしながら、第2項の許諾料相当額というのは、損害額として最低限認められる額であり、また、1項の侵害者の得た利益額についても、特許等の侵害品同様に、正規品に比べて廉売される場合が多いことから、推定された損害額が過少になりやすいという問題がございます。

そこで、損害額の推定について特許法等の規定を参考とし、廉売されがちな侵害品の価格を損害額推定の基礎とする現在の規定に加え、正規品の価格を基礎とした損害額の推定規定を新たに設ける必要がある。具体的には、育成者権者が販売し得た正規品の単位数量当たりの利益額に侵害者の譲渡した侵害品の数量を乗じた額を育成者権者の実施能力に応じた額の限度において損害額とすることとする。ただし、侵害者の譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を育成者権者が販売できない事情がある場合には、その事情に応じた額を控除する旨の規定を追加することを検討すべきであるということでございます。

(4) としまして損害計算の鑑定人に対する説明を当事者に義務づける規定でございます。損害額を立証する書類は多岐にわたっておりまして、ここに列記しておりますが、こういった膨大な書類が提出されることがあり得る。こうした場合に、裁判所では、民事訴訟法の規定に基づいて、損害計算のために公認会計士や税理士等の専門家に鑑定を命じることができるとされております。

しかしながら、上記の書類には、関係者しか知り得ない略号が使われていたり、電子化された帳簿類のデータを印刷したものであれば、文書の所持者から説明を受けなければ部外者である鑑定人が理解することは困難であります。民事訴訟法上は、当事者が鑑定人の調査に協力する義務はないとされております。

そこで、特許法等の規定を参考とし、裁判所が損害額の計算をするために必要な事項について鑑定命令を出した場合には、当事者が計算鑑定人に対して必要な事項を説明しなければならない旨の規定を設けることを検討すべきである。

(5) としまして裁判所による相当な損害額の認定に関する規定でございます。民事訴訟一般について、権利侵害の事実が立証されたことを前提として、損害の性質上、その額を立証することが極めて困難である場合に損害額の立証に関する証明度を軽減することができるかとされておりますが、育成者権侵害訴訟におきましては、侵害の事実が立証され、損害が生じていることは明らかであっても、損害額を立証するために必要な事実、例えば販売数量や販売額等の立証が極めて困難であるため、損害額の算定が困難な場合があり得ることから、その額の立証が極めて困難な場合だけでなく、損害額を立証するために必要な事実を立証することが、当該事実の性質上、極めて困難な場合についても、裁判所による相当な損害額の認定を認める必要があるということでございます。

そこで、特許法等の規定を参考としつつ、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難な場合、裁判所が口頭弁論の全趣旨及び証拠に基づいて相当な損害額を認定することができる旨の規定を設けることを検討すべきである。

(6) としまして秘密保持命令制度の導入でございます。新品種の育成に関する営業秘密には、例えば交配や選抜、育種の素材、また種苗又は収穫物の販売や許諾に関する営業秘密、許諾契約等がございます。また、製品等に関する営業秘密、市場調査とか特定成分に関する情報、等の営業秘密も準備書面で証拠として訴訟に顕出され得る。こうした状況は、育成者権者にとって侵害訴訟の提起及び追行をためらわせる要因となり得るほか、相手方にとっても十分な防御活動を行う上での支障となるおそれがある。

そこで、営業秘密を侵害訴訟に準備書面又は証拠として顕出することを容易にし、営業秘密の保護及びこれを通じた侵害行為及び損害額の立証の容易化を図るための規定が必要である。具体的には、特許法を初めその他の知的財産法に導入されている秘密保持命令制度にない、育成者権侵害訴訟においても訴訟において顕出された営業秘密の保持を当事者等に

裁判所が命じることができる秘密保持命令の制度を設け、所要の手続規定を整備し、他の知的財産法における秘密保持命令違反の罪を参考とし、違反した者に対する罰則を設けることを検討すべきであるということでございます。

(7) としまして当事者尋問等の公開停止に関する規定でございます。育成者権侵害訴訟におきましては、営業秘密が顕出され得るところ、特許権侵害訴訟等と比べまして人証が比較的採用されやすい傾向にあり、公開の法廷における当事者尋問又は証人尋問において陳述することにより営業秘密を明らかにすることを余儀なくされるという状況が類型的に想定されます。民事訴訟における当事者尋問又は証人尋問は、公開の法廷で行われることが原則でありますので、場合によっては、これを非公開としなければ、育成者権者にとって侵害訴訟の提起及び追行をためらわせる要因となり得るばかりか、相手方にとっても十分な防御活動を行うことの支障となるおそれがございます。

そこで、育成者権侵害訴訟におきましても、訴訟関係者の営業秘密の取扱いに十分配慮するために、特許法等と同様な手続及び要件により当事者尋問等の公開を停止できる旨の規定を導入する必要がある。具体的には、当事者等が、公開の法廷において、侵害事実の有無に関する事項で営業秘密に該当するものについて陳述することにより、当事者の事業活動に著しい支障を生じることが明らかであるために当該事項について十分に陳述することができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによっては当該事項を判断の基礎とする権利侵害の有無について適正な判断をすることができないと認められる場合には、裁判所は、裁判官全員一致の決定により、当該尋問を公開しないで行うことができる旨の規定を設けることを検討すべきであるということでございます。

5として罰則の見直しでございます。1つ目は育成者権侵害罪の罰則の見直しでございます。育成者権侵害罪の罰則につきましては、10年の種苗法改正により種苗の段階での権利侵害について3年以下の懲役又は300万円以下の罰金とされていたものが、15年の改正で収穫物段階の権利侵害に対しても罰則の対象となり、また法人に対する罰金刑が1億円に引き上げられております。17年の改正によりまして加工品段階での権利侵害も罰則の対象に追加されました。

本年6月には、特許権等の罰則が大幅に引き上げられ、特許権等につきましては10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれらの併科、法人については3億円以下の罰金刑、実用新案権につきましては、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科、法人につきましては3億円以下の罰金刑とされたところであります。

育成者権につきましては、その財産的価値が重視されてきているほか、種苗は容易かつ大規模に増殖することが可能であり、侵害の結果、甚大な損害をもたらすおそれがあることにかんがみ、故意に基づく侵害に対する十分な抑止力を確保することを検討する必要がある。「知的財産推進計画2006」におきましても、育成者権の侵害に対する懲役の上限を10年とすることについて検討し、必要に応じ制度を整備することが求められております。そこで、他の知的財産法における罰則との均衡にも配慮しつつ、育成者権侵害罪についても、他の知的財産法と同等の水準に法定刑を引き上げるとともに、懲役刑と罰金刑の併科等の必要な見直しを行うことを検討すべきである。

2つ目としまして、詐欺の行為により登録を受けた者に対する罰則の見直しであります。平成10年の種苗法改正以降、15年、17年改正を通じまして、育成者権の内容及び侵害罪の罰則が強化されてきております。仮に、種苗法に民事訴訟の新たな特則を導入し、罰則を引き上げることとなれば、さらに育成者権の内容は強化されることから、審査官を欺いて品種登録を受ける行為の違法性についても今以上に高まるものと考えられ、また、こうした行為は、適正な審査を害する行為であることから十分に抑止する必要がある。

そこで、他の知的財産法における罰則との均衡にも配慮しつつ、詐欺の行為により品種登録を受けた者に対する罰則についても、法定刑の引き上げ等の必要な見直しを行うことを検討すべきであるということでございます。

6としまして品種識別鑑定についてですが、現在、種苗管理センターが育成者権者等の依頼に基づいて行っている品種類似性試験には、以下の3つの方法があります。1つは外観による特性比較、1つは比較栽培、それからDNA分析、この3つの方法がありますが、上記の品種類似性試験の結果は、侵害の有無を判断するための重要な資料となり得ることから、種苗管理センターによる事実上のサービスにとどめておくのではなく、国が品種識別について鑑定を行う制度とすることが必要ではないかという御意見が一部の委員から出されたところであります。

これにつきましては、品種識別に関する鑑定は、侵害対策の一環として期待されるものの、現状では、可視的特性については比較栽培で判断できる一方で、耐病性のような生理的特性のみを異にする品種の識別においては、比較栽培及びDNA分析の両方の結果がそろわないと品種の同一性を判断することが難しい場合があります、また現在のDNA分析による品種識別技術の対象とする植物の種類・品種は相当限られております。このため、当面はDNA分析による品種識別等鑑定に関連する技術的基盤の確立を急ぐべきである。その上で、将来的に

は、国等による品種識別に関する鑑定を制度化する可能性についても検討すべきである。以上のように整理してございます。

○渋谷座長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました報告（案）につきまして、訂正その他、御意見がありましたらどうぞお願いいたします。

どのような細かいことでも結構ですので、お気づきの点、御指摘いただければありがたいと思います。

○矢花委員 大変よくこれまでの議論をまとめられて、立派にできていると思います。ただ、私、これは修正ということではなくて、その前提としてお聞きしたいんですが、8ページの6番、品種識別鑑定について。ここに書かれていることは私はこのとおりで結構だと思っているんですが、品種保護Gメンがやっている活動はもちろんこれに限られておらず、この前に前提として、育成者権者等から侵害品のおそれのあるものがどこかで栽培されているとか、市場で出回っている、したがって調査をしてほしいと申し出を受けて、それに基づいて侵害事実認定報告書というのをつくりますよね。それは今の法制度のもとでは、侵害者の側、またはその関係者、例えば市場関係者も含めてですが、それらが任意に応じない場合にはそれを強制できないという仕組みになっているかと思いますが、そのことは間違いありませんね。

私が質問したいのは、実際に17年度、18年度とこの制度が実施されてきているわけですが、今まで、これが侵害のおそれがあるあれじゃないかということで調査し、また事実上有償で買い取ることになっていますが、そのこと自体を加害者側、または加害者の関係者側から拒否された例というのはあるんでしょうか。

○種苗管理センター理事長 今回の御質問は、品種保護Gメンがやっている活動の中の侵害状況記録書作成のところだと思います。実際に侵害事実があるかどうかということで、例えば種苗を売っているホームセンターとか市場に入るときの問題だと思います。実は市場に関しては、最初のころは品種保護Gメンに対する私どものPRも足りなかったのか、理解が足りなかったのか、どうしてあなたたちも入るのかという感じはありました。しかし、現在では市場関係では、もちろん事前に連絡をとっておりますが、こういう形で育成者の方と一緒に入りたいんだけどということで了解をとっております、今のところはそのようなことはありません。ホームセンター等に入るときには、通常の売買行為でありますので、Gメンが育成者の方と一緒に買って買うという形なので、今のところは問題はありません。

○矢花委員　そういうことでスムーズに進んでいるということでしたら、私は疑いのある場合にそれを拒むことができないという規定を設けた方がいいのかなという意味で質問したんですが、実際にはその必要は今のところないと伺っていいんですね。

○種苗管理センター理事長　今までの相談の事例ではないということでありまして。今からどうなるかわかりませんが、そういう事例が生ずるかもしれませんが、現在のところはないということでありまして。

恐らく、拒むことができないとなると、ここの検討にも書いてありますように、品種保護Gメンの位置づけというのを制度の中に乗せないとうまくいかないのかなと思っておりますが、今のところは品種保護Gメンについては種苗管理センターの業務の範囲の中で行っているということで、制度的に位置づけは行っておりませんので、拒むことができないという規定まで入れると品種保護Gメンの制度的な位置づけまで関係してくるのかなと思っております。

○渋谷座長　矢花委員、よろしいですか。

○矢花委員　実績に基づいて、そういう点も含めて今後検討していけたらいいんじゃないかとは思っています。

○渋谷座長　この報告(案)は、8ページ一番最後の行で将来のことに言及していますから、そこでということになりましょうか。

ほかに。

○寺田委員　品種の比較栽培によって侵害品かどうかを調べるということが信頼性の高い結論が得られるということで、この分科会では随分討議されてきていると思うのですが、交雑品種の場合、親を登録するとその効果が交雑品種に及ぶことになっているので、他社の新しい交雑品種が侵害品らしいと思ったときに、例えば親品種を我が社が登録しているので、この親品種が使われた交雑品種ではないかというときに比較栽培をお願いして、我が社の親が使われているかどうか判断していただくということが可能なのでしょうか。どうなのですか。その辺が知りたいのですが。

○種苗管理センター理事長　交雑品種の侵害の疑いがあるって、親と侵害疑義物品との栽培試験ですね。栽培試験自体は可能であります。それぞれの項目について同じかどうかというのは栽培試験結果としては出ますが、それをもって交雑品種の親が使われているかどうかというのは、栽培試験結果からはすぐには言えないのではないかと思います。

○寺田委員　そうなりますと、例えば、今は殆ど固定品種しか品種登録していないのです。

しかし、ヨーロッパ勢とかアメリカ勢を見ていると交雑品種も登録しているので、我社も世界的なことから考えると交雑品種の登録をやっているかとは思っているのです。種苗法では親品種を登録すると、その保護が交雑品種にまで効果が及ぶという書き方になっているので、かなり秘密性の高い親を登録して公開してしまうのかどうかというのは論議になっているのですが、比較栽培では可能性がないということになると、交雑品種の親の登録というのは事実上は意味がないことになってしまうような気がするのですが、その辺は将来的にどうされるつもりなのか知りたいのですが。

○種苗課長 交雑品種自身の登録についてはある種の意味がありますし、また、国際的な動向に合わせていく必要があるかと思いますが、侵害があった際にどういうふうに識別するかといった技術も含めて、そこは今後の議論が必要かと考えております。

○渋谷座長 それと、これは関係してきませんか、寺田委員。具体的態様の明示ということなんですが、交雑品種の場合ですと何と何をかけ合わせたということがポイントになりますが、一体あなたは何と何をかけ合わせたんですか。具体的態様の明示、義務を相手方に負わせるということでおっしゃった問題はクリアできませんか。

つまり、形質が似ているかどうかを比べただけでは交雑品種かどうかわからないわけですね。育成方法がわからないといけないわけですが、そのために、3ページに挙がっていますが、具体的態様の明示義務を相手方に負わせる。そういうふうになるのではないかと愚考いたしますが、いかがでしょうか。

○寺田委員 交雑品種の場合、特に雌親の場合には、一部の個体が自家授粉することによって、雌親自身の花粉と交雑してしまい、母親品種そのもの種子が市販の交雑品種に混入してくる場合があって、母親の種子というのは他社にとって得やすいと思うのですが、それを用いられたかどうかということになると、先方さんがその母親を使ったかどうかははっきり言ってくれるかとか、そういう問題はあろうと思うのですが、そういうことを証拠として求めることができるのかとか具体的態様の明示義務で可能なのですか。母親系統そのものではなくて、例えば母親系統に1回以上何か別の系統を交配した後代なので、母親系統とは違いますが、と言われる場合もあると思うし、実際のところはかなり難しいのではないかと思います。その辺が交雑品種の場合は心配になってくるかなと思うのです。種苗管理センターさんは、基本的に交雑品種そのものの比較のみを行い、親系統の比較は行わないのでしょうか。或いは、具体的態様の明示義務などで親系統が入手された場合は、それを証拠として栽培試験などの対処をしてくださるのでしょうか。

○種苗管理センター理事長 侵害疑義物品が交雑品種の親の場合ということですか。それでは、先ほどの私の発言は、よく理解しないで答えておりました。

○寺田委員 例えばキャベツの交雑品種の場合、他社さんが非常に似たキャベツの交雑品種を出してきた際にこ我社の親を市販の交雑品種の中から選抜して使ったのではないかとこのことを考えることがあると思います。このような場合に備えて、母親の方を侵害されやすいので母親系統を品種登録しておく。登録しておけば交雑品種にも育成者権の効果が及ぶので、我社の交雑品種と非常に似ているのだけれど、我社の母親を使ったものではありませんかということが言える。そのためには比較試験等をするしかないと思うのですが、どんなふうになれば侵害の立証が可能になるのか、具体的なところがよくわからないので質問したいと思ったのですが……。交雑品種である市販のキャベツ品種そのものの比較栽培で十分なのか、その親系統の比較栽培が必要なのかなど具体的には問題となるように思います。

○渋谷座長 ほかの委員、いかがですか。法律の専門家。

○種苗管理センター理事長 侵害物品を育成したと思われる方の雌の親品種が入手できればいいんですが、入手できないと意味がないですよ。

○種苗課長補佐（審査運営班） 交雑品種の種子に一定の確率でインブレットラインが混じってきますから、親と同じものが入手できますので、それと比較ということは可能ですね。雌親品種の入手は可能です。

○寺田委員 雌親を登録しておけばその権利が交雑品種まで及ぶというふうに種苗法はなっていると思うのですが、侵害被疑者に対して雌親を使っているのではないですかという証拠を示すことをどのように比較栽培試験でやってくださるのか、我社が証明しようと思っても、当事者なので、それでは全然効力がないと思うのです。種苗管理センターさんをお願いするしかないと思いますが……。その辺はどうしたらいいのかなと思っているのですが。

○種苗管理センター理事長 審査運営班長が言われた場合に限っていえば、交雑品種の中に一定の確率で雌親と同じ性格の種苗が混ざるということであれば、栽培試験をやれば同一のものが混じっているということはわかります。それぞれの特性を調べて、同じ条件で栽培すれば雌親は同じじゃないかということが言えるかと思いますが。

○寺田委員 その市販種子に混入する母親系統を抽出するという方法をとるとすると、市場で我社が販売する交雑品種と侵害被疑者が販売する交雑品種が入手できると思うのです。基本的には交雑同士を比較することになると思うんですが、例えば、先方の会社の交雑品種の種子の中に我社の雌親系統の種子が何パーセントかで混ざっているから親系統を選抜し、さ

らに親系統の比較栽培試験をするとすると大変な労力が予測されますが、それをもって向こうがこの雌親系統を使っていることを立証することでいいのか、それを例えば種苗管理センターさんがすべての課程をやってくださるのかということがよくわからないのですが。

○渋谷座長 そのあたりは報告書に直接関係する問題ではなくて、具体的に御心配になっているところですね。私が先ほど発言したんですが、この報告書がカバーしている範囲で何とかうまくやれるように思うんですが、繰り返しになりますが、具体的態様の明示義務を負わせておけば、相手が何を使って交配したかというのはわかる仕組みになっていると思います。

○寺田委員 民事訴訟の例のような話で親系統の品種登録などの場合、今回の種苗法の改正案によって、向こうに請求すれば具体的態様の明示義務によって親系統が出てきて当然だと考えてもよろしいのですか。今回の種苗法改正を利用し、親系統をGメン立ち会いの元で先方から入手し、その親系統を種苗管理センターさんをお願いして比較栽培試験をしていたことによって侵害を証明することで対処するとの理解でよいのでしょうか。

○渋谷座長 そうなるとは思いますが、いかがですか。具体的態様の明示義務を入れた趣旨というのは。

○松尾委員 私の理解では、私どもの会社では、最近クローンの技術が進んでいますので、できるだけF1も登録するようにしているわけです。ですからF1で限りなく怪しいといえますか、F1で限りなく同じものであるということであれば、その時点で侵害しているという事実が認定されるんじゃないかという気がするんです。さらに相手側が反論した場合には、今おっしゃられるように、親は何を使っているかとか、そういうことを明らかにすることによってもっと詳しい内容についてもわかることになりますので、十分カバーされているというふうに私は理解しておりますが。

○渋谷座長 そういう理解でよろしゅうございますか。

○土肥委員 いろいろ細かいお話はあるんだろうと思うんですが、この検討会は国の制度そのものを一般的にどうするかという観点からの議論だろうと思うので、個別具体的なケースについては、また別途お考えいただくということだろうと思います。

この報告書に関してちょっと気になるのは、これで結構だとは思いますが、基本的な方向性のところで2、3、4、5までは出ているんですが、6が出てこない。ここは恐らく相当苦勞されたからこうなったんだろうと思うんですね。つまり、基本的方向性のところで罰則の見直しまではあるんですが、一番最後の6がないんです。品種識別鑑定に関しては、先

ほども意見がございましたように、当初の原案からかなり変わっておりますので、御苦労があつてこうなったのかなと思うんですが、形からいくとちょっと座りが悪いという気がしますね。

それから内容的にも、御苦労があるからこうなったんだとは思いますが、種苗法の場合、一番この検討会で問題になったのは、訴訟提起前の証拠保全をどうするか、そこがかなり問題になったわけですよ。特許法なんかの改正の場合は、民事訴訟法に訴訟提起前の証拠保全の改正が入っているんですが、そのことが一言も出ていないんですね。民訴法の改正は平成15年だったと思うんですが、そこも頭にあつて品種識別鑑定も、制度化の可能性についても検討すべきであるという方がいいのではないかなという感想です。

この期に及んでもう変わらんというのであれば撤回しますが、特許法なんかで民事的な保護の強化のときには、民事訴訟法の改正が入っていなかったのも、そのことは全然出ないで当たり前なんです。また、2、3、4、5まででとまっていればそのことは特に入らなくてもいいのかもしれないんですが、6というのはそれにかかわっているのも、そこもあつてこれだという方が、私は個人的には座りがいい文章ではないかな。あくまでも感想です。

○渋谷座長 それは座長代理としてこの間これを一読したときに指摘されるべき。この期に及びますと、時間切れみたいなんです。

○土肥委員 そうなんです。申しわけありません。感想を申し上げたので。

○渋谷座長 もし土肥委員が指摘された内容を、6もここに盛り込むということになると、午後の親委員会には間に合いますか。

○土肥委員 要は、基本的な方向性のところは③の罰則でとまっていますよね。6というのは大きな見出しの扱いになっているので、形としては余り美しくないんじゃないかな。それだけの話でよろしいんですが。

○渋谷座長 そうしますと、民訴云々は言及するかどうかは別として、6を何とか。

○種苗課長 そうしますと、2の基本的な方向性についてというところで、2ページの最後のあたりに。

○土肥委員 2の③の後ぐらいに。

○種苗課長 そうですね。そこに国としての品種識別鑑定に関する制度化ということについても将来的にその可能性を検討すべきであるというような、基本的な方向の方にも一文書かせていただくということでもよろしゅうございましょうか。

○土肥委員 私はそれで結構です。

○種苗課長 では、そこは簡単に直りますので。

○渋谷座長 松本委員。

○松本委員 実務的なお話というか、土肥委員から言われる個別具体的な話に戻りますが、先ほどの議論の中で、具体的な明示義務で対処ということは最終的にはあると思いますが、実務的には、多分交渉のやりとりの中で向こうがどういうことを主張してくるかも問題になります。交渉の場で具体的な態様を主張しない場合に、最終的には訴訟の場で、そういう事実も踏まえて原告の証明の必要性や程度が軽減されるのだろうとは思っております。訴訟の場での具体的な態様の明示義務というのが担保になっていることは、交渉の場でも使えるように思っております。

○渋谷座長 ほかに何か。

○寺田委員 3ページの(4)の虚偽の品種登録表示の禁止についてなのですが、(4)の③のところでは収穫物とか加工品を対象とする可能性について書いてあると思うのですが、種苗であれば見た目で見ると分かると思うのですが、収穫物とか加工品になってしまうと、それぞれDNA技術などを用いないと虚偽なのかどうか非常にわかりにくいと思うのですね。例えば我社のキュウリで漬物をつくってもらって、それが我社の品種を本当に使っているかどうかということまでコントロールできるかという、現段階ではできないと思うので、その辺はどういうふうに分かっているのか知りたいのですが。

○渋谷座長 どういうふうに分かっていたのか、これは私からはお答えできないのですが、お書きになった方に。

私の感想を申し上げますと、こここのところの文章は、「併せて検討すべきである」。検討の結果どうなるかはまだわからないのですね。DNA鑑定が非常に難しいということになれば加工品は除くということになるかもしれない。そういう含みは。

○寺田委員 これは本検討会で決めていくということではないと考えればよろしいのですね。来年等に、検討していくというふうにとらえればいい・・・。

○種苗課長 この報告書の位置づけであります。ここで御議論いただいたものを午後からの本委員会に御報告いただきまして、この内容も含めて中間取りまとめというふうにさせていただきます。その後、この文章全体が「検討すべきである」というようになっております。これは制度改正の方向性として検討の方向性をお示しいただいたというものでございまして、それを受けて行政庁として具体的に法律に、ほかの法律等々の整合性、あるいは内閣法制局との相談も含めまして、具体的な案文化を図ってみるという手続に入っております。

ので、そういう意味では、ここでの御議論は基本的な方向性をお示しいただいたということ
でございます。

よって、先ほどの収穫物及び加工品につきましても、確かに技術的な問題等々ありまして、
加工品も現在は種苗法の育成者権自身につきましても非常に限定的に書かれているという
こともあり、方向性としてはそこも含めながら考えていくべきであるということを報告とし
ていただくという旨であります。

○渋谷座長 それでは、私が気がついた点を二、三申し上げたいと思いますが、お許しくだ
さい。

4ページになりますが、(2)のインカメラ手続の導入のところですが、②の2行目に括
弧書きで、営業秘密が記載された文書であっても。これはどうしても必要なフレーズでしょ
うか。括弧に入れなくてもいいし、あるいはこれを取っても。営業秘密にえらいこだわって
おられるんですが、これがなくても通じますよね。文章の意味は。

括弧の中は、あってもいいんですが、括弧で書くぐらいなら削ってしまっても、意味は十
分に通るなという感想です。文章の体裁だけの問題ですが。指摘だけいたします。

次に、4ページの同じ(2)の③のところですが、2段落目、「また、」というところで、書
類提出命令の対象拡大は、相手方にとっても利益になるというような趣旨が書いてあります
ね。有意義であるというんですが、これは相手方が書類を提出することが自分にとって有利
だと思えば黙っていても提出するわけで、命令があったから提出するというものではないわ
けですね。ですから命令の対象拡大は相手方にとっても有意義というのはよくわからないの
ですが。

命令されて、相手方が書類を提出した。それは相手方にとって有意義でしょうとい
うのですが、有意義だったら命令がなくても相手方は提出するはずなんですね。そのつながりが。

○種苗課長 ここは、原告側に対しての書類提出命令というのはここには入っていない
でしょうか。原告の主張に対して被告が言い、それに対して原告側から提出を求める。とい
う認識であったんですが。

○渋谷座長 それを言っているわけですか。それでしたらわかるんですが、さて、原告側
に対して命令を出すということは、普通は考えられますかね。どういう場合を想定されるの
かな。

○種苗課長 裁判の議論のやりとりの中でそういう局面があるのかなと想定したんですが。

○渋谷座長 ちょっとイメージしにくいのですが、あり得ますかね。

○矢花委員 私が思いますのは、今回の損害賠償の規定で、侵害品種は安く売られるから正規品の単価で数量を掛けるというのがありますね。そのときに正規品の単価について原告側が実態から離れた高い値段を言うことは、僕はあり得るんじゃないかと思うんですね。

○土肥委員 前々から損害額を計算するための書類提出命令はあるわけですよね。それはあるんだけど、今度は侵害行為について立証するためというのが入るわけですね。侵害行為を立証するためというのは被告の行為ですよね。被告の行為であるということは、被告から原告に対して侵害行為を立証するために文書提出命令を求めるという状況はないですよね。ということは、ここは、課長がおっしゃるようなことであれば適切さを欠くということになりましょうね。

○渋谷座長 損害額の立証のためでしたら。

○土肥委員 それは前からあるわけですよね。これは今回改正をしましょうという話だから。

○渋谷座長 そうですね。

○種苗課長 わかりました。それでは、「また、」の2行は削除させていただきます。

○渋谷座長 それと、単なる用語の問題ですが、5ページの下から七、八行目のところに「②
しかしながら、」とあって、略号が表記されていた。「記載」でいいんじゃないかと思いますが。「表記」という言葉を使われると何か別の意味がにじみ出してくるような感じがいたします。

○種苗課長 はい。そこは訂正いたします。

○渋谷座長 それから、これも言葉遣いなんですけど、7ページの(2)の直前の行ですが、「懲役刑と罰金刑の併科等の必要な見直し」とあるんですけど、「等」は必要ですか。併科以外に何か見直しを行うことを検討されるのでしょうかね。法定刑の引き上げと、懲役刑と罰金刑の併科、それだけを検討するように思いまして、それ以外に見直しをする必要があるのか。それ以外に何かあるとすれば、それが何かということはこの分科会には話が出ていなかったように思うんですけど、どうなんでしょうか。

○種苗課長 そこは特にほかはございません。イメージにありましたのは、時効の延長という問題もあったんですが、これは懲役刑なりが上がることによって自動的に発生する効果だと思いますので、ここは「等」は必要ないかと思います。

○渋谷座長 それから、もう1つありました。5ページの上の方、(3)の損害額の推定に関する規定の拡充というところですが、①の上から5行目に「推定する」。第2項において許

諾料相当額を損害額として推定することとして。これは「推定」ではないのではないですかね。相当額を損害額として賠償請求することができることとして。これは推定規定ではありませんでしょう。最低損害賠償額だと言っている規定ですよ。推定規定だとすると反証を挙げることができまして、減額することができる。

確かに3項、これを超える額の賠償請求を妨げないというけれども、これは推定を破るのではなくて、原告側がこれを超える額を積極的に証明しなければいけないだけのことです。2項はその意味でも推定規定ではないと思いますが。土肥委員、いかがですか。

○土肥委員 そうです。

○渋谷座長 これを推定規定とは我々は考えておりませんでしょう。ちょっと違和感を覚えました。

○種苗課長 はい。

○渋谷座長 私の方は細々したことを指摘いたしました。

ほかにいかがでしょうか。

○松本委員 7ページの5の(1)の③の2行目なんですが、「侵害の結果、甚大な侵害をもたらす」。これは「被害」か「損害」の誤記でしょうか。

○種苗課長 そうですね。

○渋谷座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

「知財権」という言葉はよろしいでしょうかね。「知的財産権」ではなくて「知財権」と略称する。1ページの(2)の「知的財産推進計画2006」の②のところに、「知財権侵害とあるんですが。

○種苗課長補佐（総括） これは正確に直します。

○渋谷座長 「知的財産法」という表現がずっとありますから、権利だけ「知財権」というとバランスがよくないかなと思います。

いかがでしょうか。

○矢花委員 さっき説明していただいたときには訂正されていたんですが、6ページの上から3行目、「損害額の立証に関する証明度を軽減することといる」となっていますね。これは「軽減することができる」とされている」じゃないかなと思いますが。

○渋谷座長 ほかにいかがでしょうか。細かな表現の部分でも結構です。

よろしゅうございましょうか。

それでは、これまで御意見があった点については訂正することといたしまして、それ以外の点は事務局作成の案のとおりでよろしゅうございましょうか。

それではそのようにさせていただきたいと思います。訂正を経た上で、制度分科会報告(案)をもって「分科会報告」にいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

○種苗課長 委員の皆様方におかれましては、4回にわたりまして御熱心な御議論、どうもありがとうございました。先ほども申し上げましたが、きょういただきましたこの報告につきましては、午後からの検討会に御報告させていただきたいと考えております。検討会の中間とりまとめを経た上、パブリックコメントなりにかけて、最終的な取りまとめになるということでございます。

その後につきましては、本検討会の報告は制度改正に係るものということでございますので、早急なる種苗法の改正に向けまして事務局としても準備を開始したいと考えております。具体的な法律改正の際には、内容につきまして専門的な御意見を賜りたいと考えておりますので、引き続きの御指導をよろしくお願い申し上げます。

以上、本当にどうもありがとうございました。

○渋谷座長 それでは、これで。

閉 会